

寒川町告示第57号

平成30年度国民健康保険料の料率を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）第16条第3項、第16条の6の6第3項及び第16条の11第3項の規定により告示する。

平成30年6月1日

寒川町長 木村俊雄

料 率

(1) 所得割

基礎賦課額（医療分）	100分の 4.70
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	100分の 2.50
介護納付金賦課額（介護分）	100分の 2.20

(2) 被保険者均等割（1人につき）

基礎賦課額（医療分）	20,000円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	10,200円
介護納付金賦課額（介護分）	10,100円

(3) 世帯別平等割（1世帯につき）

基礎賦課額（医療分）	20,000円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	10,100円
介護納付金賦課額（介護分）	7,000円